

(要領様式第2号)

事業計画概要書に対する知事意見書

25佐地環第67-1号

平成25年(2013年)8月23日

株式会社リニューアル
代表取締役 浜野 和実 様

長野県佐久地方事務所長

平成25年6月27日付けで提出のあった事業計画概要書について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第35条の規定による意見は次のとおりです

1 提出のあった事業計画概要書 (産業廃棄物処分業の新規許可)

(1) 氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	長野県小諸市大字塩野字南ケ原 4128 番地 3 株式会社リニューアル 代表取締役 浜野 和実	
(2) 廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県小諸市大字塩野字南ケ原 4128 番地 3 (木くず破碎施設) 長野県北佐久郡御代田町大字塩野字南ケ原 4265、4266、4268 (堆肥化施設)	
(3) 廃棄物の処理施設の種類	中間処理施設 (破碎、堆肥化)	
(4) 処理を行う廃棄物の種類	木くず、動植物性残さ (植物性残さに限る。) 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。	
(5) 廃棄物の処理施設の処理能力 (廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供する場所の面積及び埋立容量)	木くずの破碎施設 576t/日 (72t/h 8時間稼働) 堆肥化施設 面積 1,180.9㎡ 容積 5,500㎡	
(6) 変更の概要 (変更許可等の場合)	新	旧
(7) 周辺地域の範囲及びその根拠	(範囲) 小諸市ケカチ準区、石峠区、天池区、南ケ原区、 柏木上区、御代田町寺沢区 (根拠) 廃棄物の処理施設の設置等に係る指針第2の1(3)	
(8) 関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠	(範囲) ア 小諸市長、御代田町長 イ 対象周辺地域に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業場を有する者 ウ 対象周辺地域において農業・林業又は漁業を営む者 (根拠) 条例第28条第2項及び条例施行規則第22条第1項	

<p>(9) 関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所</p>	<p>○小諸市ケカチ準区 (日時) 第1回 平成25年9月15日(日) 午後1時30分から 第2回 平成25年9月16日(月) 午後1時30分から (場所) 天池公民館 小諸市天池162</p> <p>○小諸市石峠区 (日時) 第1回 平成25年8月31日(土) 午前11時から 第2回 平成25年9月1日(日) 午前11時から (場所) 石峠生活改善センター 小諸市石峠1290</p> <p>○小諸市天池区 (日時) 第1回 平成25年9月15日(日) 午後1時30分から 第2回 平成25年9月16日(月) 午後1時30分から (場所) 天池公民館 小諸市天池162</p> <p>○小諸市南ヶ原区 (日時) 第1回 平成25年9月4日(水) 午後7時から 第2回 平成25年9月5日(木) 午後7時から (場所) 南ヶ原集会所 小諸市塩野南ヶ原2148</p> <p>○小諸市柏木上区 (日時) 第1回 平成25年9月6日(金) 午後7時から 第2回 平成25年9月7日(土) 午後7時から (場所) 柏木上生活改善センター 小諸市柏木859</p> <p>○御代田町寺沢区 (日時) 第1回 平成25年8月29日(木) 午後7時から 第2回 平成25年8月30日(金) 午後8時から (場所) 寺島区長宅 御代田町寺沢375-402</p>
---------------------------------------	---

2 知事意見

<p>周辺地域の範囲についての意見</p>	<p>事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。</p>
<p>関係市町村長及び関係住民の範囲についての意見</p>	<p>事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。</p>
<p>事業計画概要説明会の開催に関する事項についての意見</p>	<p>事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。</p>